

公益財団法人島根県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL:<https://www.shimane-sports.or.jp/about/119>

原則	審査項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度(2020年度)に「島根県スポーツ協会中期計画」を策定し、公表を行った。 <本協会 中期計画 https://www.shimane-sports.or.jp/about/497> ・計画期間は令和3年度～令和8年度の6か年としている。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種規程等を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・各種規程等を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・各種規程等を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の報酬等に関しては「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」、本協会職員の給与に関しては「給与規則」を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・定款において資産及び会計について定めるとともに、各種規程等を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用規程等、財政的基盤等を支える各種規程等を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・選手選考については、選手選考会を開催し校正な選手選考に努めている。 ・本協会ホームページで選手選考基準の公表を行っている。 <参考URL：https://www.shimane-sports.or.jp/national_sports_festival/475> ・選手の権利保護については、加盟団体に意見を聞き、必要であれば加盟団体規程の改正を行う。

原則	審査項目	自己説明
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会において役員への教育を行っている。 ・職員への教育は、11月開催予定の「職員研修会」で、人権に関する教育を行う予定としている。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者に対しての教育は、例年2月に開催される「競技力向上セミナー」等で行っている。 ・選手への教育は、コンプライアンス教育に関する動画を視聴することにより実施している。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・財務、経理に関する規程を整備している。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種法令や助成元の要項等に従い、適切に処理を行っている。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・本協会HPにて、法令に基づく情報開示を行っている。 <p><参考URL : https://www.shimane-sports.or.jp/about/25></p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・本協会の選手選考基準を、本協会HPに掲載している。 <p><参考URL : https://www.shimane-sports.or.jp/national_sports_festival/475></p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンスコードの遵守状況については、令和7年8月 日に本協会HPにて公表した。 <p><参考URL : https://www.shimane-sports.or.jp/about/472></p>
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体へのガバナンス確保、コンプライアンス強化について情報提供等を行い、ガバナンスコードの公表に向けての支援を行う。 ・今後、加盟団体との意見交換等を通じ、必要であれば加盟団体規程の改定等を行う。 ・通常の組織運営については、加盟団体連絡会議等において、加盟団体へ各種情報提供をする他、日頃のヒアリング等を通じて支援を行っている。